

# 山梨県公報

号外第六十五号

平成二十九年

十二月八日

金 曜 日

## 目 次

### 条 例

○山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の数に関する条例の一部を改正する条例 ……………一

## 条例のあらまし

○ 山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)(議決)

- 1 平成二十七年十月一日の国勢調査人口の異動の結果等及び地域の特性に鑑み、定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を変更することとした。
- 2 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

## 条 例

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月八日

山梨県知事 後 藤 斎

### 山梨県条例第三十七号

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成十四年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「三十八人」を「三十七人」に改める。

西八代郡

西八代郡の区域

第二条の表中

南巨摩郡

南巨摩郡の区域

一人

西八代郡・南巨摩郡

西八代郡及び南巨摩郡の区域

二人

を

三人

に改め、同表甲州市の項中「二人」を「一人」に改める。

### 附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番